

介護保険法(平成9年法律123号)第70条の2及び第115条の11の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり更新した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	指定更新 年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	指定有効期限 年月日	代表者名	代表者 職種
3760290068	訪問看護	公益社団法人 香川県看護協会 まるがめ訪問看護ステーション	7630047	香川県丸亀市西本町1丁目7番29号 矢野ビル1階東、2階西	0877-85-9985	0877-85-9986	2019/10/1	指定	公益社団法人 香川県看護協会	香川県高松市 国分寺町国分152-4	2025/9/30	安藤 幸代	会長
	2019/10/1						2025/9/30						